

<改正の内容>

条例名称

「産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例」

今回の改正

◆ 平成 23 年 3 月 16 日条例第 9 号（施行日：平成 23 年 4 月 1 日）

（1）産業廃棄物保管届（条例第 7 条関係）

以下に示す産業廃棄物の保管行為を届出の対象外とする。

- ① 廃棄物処理法第 12 条第 3 項又は第 12 条の 2 第 3 項の規定による届出^{（注）}を行った保管行為
- ② PCB 特措法第 8 条の規定による届出を行った保管行為

（注）改正廃棄物処理法（平成 23 年 4 月 1 日施行）の「産業廃棄物の保管の届出」

※ 同条例施行規則の改正は上記の条例改正に伴う“号すれ”を修正するための改正

過去の改正

◆ 平成 22 年 3 月 25 日条例第 16 号（施行日：平成 22 年 4 月 1 日）

（1）“土砂等の埋立て等”の定義（条例第 2 条関係）

以下に示す土砂等のたい積、埋立て等の行為を、条例が適用される“土砂等の埋立て等”から除外する。

- ① 土壤汚染対策法第 17 条の汚染土壌の運搬に関する基準に従って積替えのために汚染土壌のたい積を行う行為
- ② 土壤汚染対策法第 22 条第 1 項に規定する汚染土壌処理施設において行われる埋立て等

（2）産業廃棄物保管届（条例第 7 条関係）

『産業廃棄物処理業の許可に係る事業に供される施設において行われる保管』を届出の対象外とする。